

## 病院局看護師修学資金貸与規程

### (目的)

第1条 この管理規程は、将来指定県立病院において看護師として勤務しようとする者に対して、県が修学資金を貸与することにより、当該指定県立病院の看護師の確保・充実に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この管理規程において、「養成施設」とは次に掲げるものをいう。

- (1) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第20条第1号に規定する学校及び同条第2号に規定する助産師養成所
- (2) 法第21条第1号に規定する大学、同条第2号に規定する学校及び同条第3号に規定する看護師養成所

2 この管理規程において、「指定県立病院」とは、兵庫県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年兵庫県条例第56号）第2条第2項に規定する兵庫県立丹波医療センター、兵庫県立淡路医療センターその他同項に規定する病院のうち兵庫県病院事業管理者（以下「管理者」という。）が指定するものをいう。

### (貸与を受ける者の要件)

第3条 管理者は次の各号に掲げる要件を備えている者に対し、修学資金を貸与することができる。

- (1) 養成施設に在学していること（通信制及び高等学校の高校課程を除く）。
- (2) 養成施設卒業後、看護師免許を取得し、直ちに看護師として指定県立病院に勤務する意思を有していること。
- (3) 管理者が別に定める年齢要件に該当すること。
- (4) 地方公務員法第16条各号に該当しないこと。

### (修学資金の額等)

第4条 修学資金として貸与する金額は、月額50,000円とする。ただし、新たに修学資金の貸与の決定を受けた年度内に養成施設を卒業する見込みの者に貸与する金額は、月額100,000円とする。

- 2 修学資金を貸与する期間は、養成施設における正規の修学期間とする。
- 3 修学資金は、無利息とする。
- 4 管理者は、修学資金を新たに貸与しようとする者を毎年度予算の範囲内で前条に規定する要件を備えている者の中から選考のうえ、決定するものとする。

### (連帯保証人)

第5条 修学資金の貸与を受けようとする者は、別に定めるところにより、連帯保証人（修学資金の貸与を受けようとする者と連帯して債務を負担する者をいう。）を2人立てなければならない。

### (貸与の取消し)

第6条 管理者は修学資金の貸与の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の貸与の決定を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する要件を失ったとき。
- (2) 心身の故障のため、修学の見込みがなくなると認めるとき。
- (3) 正当な理由なく、留年、停学又は休学の事実が発生したとき。
- (4) 貸与の目的が達成できないほど学業成績又は素行が著しく不良であると認められるとき。
- (5) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、修学資金を支給することが不適當であると認められるとき。

### (貸与の一時停止)

第7条 管理者は、修学資金の貸与を受けている者（以下「被貸与者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の貸与を一時停止することができる。

- (1) 長期欠席又は休学したとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、管理者が、修学資金を支給することが不適當であると認めるとき。

### (返還の猶予)

第8条 管理者は、被貸与者が、次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の返還を猶予する。

- (1) 指定県立病院において看護師として勤務する期間（管理者が行う兵庫県職員〔看護師等〕採用候補者選考試験に合格し、勤務する期間に限る。以下同じ。）

- (2) 災害、病気その他やむを得ない理由により、修学資金を返還することが困難であると管理者が認めたとき、当該理由が存する期間
- (3) 養成施設を卒業する日の属する年度に実施される兵庫県職員〔看護師等〕採用候補者選考試験がすべて終了した時点で、同選考試験に合格しなかったとき、その翌年度の3月31日までの期間
- (4) 養成施設を卒業する日の属する年度に実施される看護師国家資格試験に合格しなかったとき、その翌年度の3月31日までの期間
- (5) 前4号に規定する場合のほか、管理者が特に必要があると認めた期間  
(返還の免除)

第9条 管理者は、被貸与者が指定県立病院において看護師として勤務する期間が、修学資金の貸与期間（被貸与者が第4条第1項ただし書に規定する金額の修学資金の貸与を受けている者である場合にあっては、当該期間の2倍の期間）以上となるときは、別に定めるところにより、修学資金の返還を免除するものとする。

- 2 管理者は、被貸与者が指定県立病院に在職している期間中に業務に起因して死亡したとき、又は当該期間中に業務に起因して精神若しくは身体の機能に著しい障害が生じ、労働能力を喪失したときは、別に定めるところにより修学資金の返還を免除するものとする。
- 3 前2項に規定する場合のほか、やむを得ない理由により、管理者が修学資金の返還の債務を免除することが適当と認めた場合には、修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。  
(返還)

第10条 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、別に定めるところにより、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から起算して3月以内に修学資金を一括して返済しなければならない。

- (1) 第6条の規定により修学資金の貸与を取り消されたとき。
- (2) 第8条の規定による修学資金の返還の猶予を受けることができなくなったとき。
- (3) 死亡又は心身の故障により看護師の業務に従事できないとき。
- (4) 養成施設を卒業後、引き続き、指定県立病院に看護師として勤務しないとき。
- 2 管理者は、前項の規定にかかわらず、特に必要と認めたときは、修学資金の返還を猶予し、又は返還すべき額を分割して納付させることができる。

(延滞利息)

第11条 被貸与者は、正当な理由がなく修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年10.75パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

- 2 前項で定める延滞利息を計算する場合の年当たりの割合は、<sup>じゅん</sup>閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(補則)

第12条 この管理規程に定めるもののほか、この管理規程の実施に関して必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この管理規程は、平成23年4月1日から施行する。

この管理規程は、平成26年4月1日から施行する。

この管理規程は、平成29年4月1日から施行する。

この管理規程は、令和元年7月1日から施行する。

この管理規程は、令和3年5月19日から施行する。